



長野県報

11月14日(月)
平成17年
(2005年)
第1711号

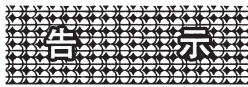
目次

告示

基本測量の終了(監理課).....	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	1
土地収用法に基づく事業の認定(建築管理課土地・景観室).....	2

公告

一般競争入札(管財課).....	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	4
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課).....	4
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農政課).....	5
森林法に基づく森林計画のための森林計画案の縦覧(5件)(林政課).....	5
一般競争入札(道路維持課).....	6
特定調達契約に係る落札者の決定(教学指導課).....	7



長野県告示第493号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成17年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類
基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間
平成17年5月10日から平成17年9月30日まで
- 3 作業地域
上田市、須坂市、下伊那郡上村、下水内郡栄村

監理課

長野県告示第494号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、町役場に備え置きます。

平成17年11月14日

長野県知事 田中康夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
星が丘	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から23号までを順次結んだ線及び標柱1号と23号を結んだ線に囲まれた区域	諏訪郡 下諏訪町	社	川久保	1787番1地先	1号
			河川敷			
			〃	〃	1787番1	2号
			〃	小田野	1816番13	3号
			〃	〃	6992番133	4号
			〃	〃	6992番63	5号
			〃	〃	6992番103	6号
〃	〃	1826番5	7号			

			7035番69	8号
			7037番	9号
			1828番1	10号
			1857番1	11号
			1830番13	12号
			1872番1	13号
			1866番イ	14号
			1860番	15号
		川久保	1756番	16号及び 17号
			1763番イ	18号
			1766番2	19号
			1768番1地先 河川敷	20号
			1768番1	21号
			1773番イ	22号
			1775番イ	23号

砂防課

長野県告示第495号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）
第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成17年11月14日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

塩尻市

2 事業の種類

平出遺跡史跡公園整備第4期8区事業

3 起業地

(1) 収用の部分

塩尻市大字宗賀字平出地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

平出遺跡史跡公園整備第4期8区事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である塩尻市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の存する平出遺跡は、昭和20年代に行われた発掘調査により、縄文時代から平安時代にわたる集落跡であることが判明し、重要な遺跡であると評価され、昭和27年3月に国の史跡に指定されている。

この平出遺跡の保存及び活用をするため、起業者は、史跡平出遺跡保存管理計画に基づき、史跡指定の範囲内で遺構の存在が確実に見込まれる区域について、平成9年度から順次買収、発掘調査及び遺構を保存しながらの環境整備を行い、平成23年度末までには、史跡公園としての整備を完了させるべく事業を進めているところである。このうち、起業者が第4期として整備を行う場所は、平出遺跡における平安時代の農村集落の全ぼうを解明させるために重要であることが確認されているが、史跡指定地内では、農業従事者の高齢化等による営農意欲の減退により荒廃する農地も認められる状況となっており、当該農地において造園用緑化木の植栽などを行うことにより遺構破壊のおそれが生じている。

そこで、本件事業が施行されれば、遺構の保護が図られ、貴重な文化遺産を後世に引き継ぐことが可能となるほか、史跡公園として整備することにより、市民の歴史学習の場及び憩いの場として活用されることが期待できる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業は、遺構を発掘調査し、埋め戻した後、盛土や植栽を行い史跡公園として整備するもので、自然環境や周辺住民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

平出遺跡は、(3)アのとおり遺構破壊のおそれが生じているため、本格的な発掘調査と保存が急務になっていることか

ら、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

第4期事業計画地は、平出遺跡における平安時代の農村集落の全ぼうを解明させるための重要な場所であることが確認されている。起業者は、遺構の存在が確実に見込まれる地域から起業地の範囲を決定しているものであり、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

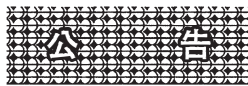
また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
塩尻市役所

建築管理課土地・景観室



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入等をする物品及び数量
物品調達システム用サーバ 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書による。
- (3) 借入等の期間
平成18年1月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 納入場所
長野県庁総務部管財課
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格

(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7079
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日時 平成17年11月25日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
 - (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年11月30日 午後3時
イ 場所 長野県庁 本館入札室
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年11月22日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
要しませぬ。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管 財 課